

市内障害児通所支援事業所
市内障害児相談支援事業所
市内障害児入所施設
管理者 各位

横浜市こども青少年局
障害児福祉保健課長

横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における 送迎用車両への安全装置導入支援事業の補助対象期間の延長について（通知）

日頃より本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、**補助対象期間**を「～令和 5 年 12 月 31 日」から「～令和 6 年 1 月 31 日」に延長することとなりました。令和 6 年 1 月 31 日までに安全装置を設置または購入し支払いを完了した場合は、対象となる可能性があります（そのほか補助要件あり）。詳しくは「事務取扱説明書」をご確認ください（申請期限の再延長はありません。）。

また、送迎用車両に対する安全装置の設置義務化の経過措置は令和 6 年 3 月 31 日となっています。対象となる車両をお持ちの事業所・施設の皆様についてきましては、必ずご対応いただくようお願いいたします。

※申請する前に必ず「事務取扱説明書」をご確認ください。

1 補助事業概要

他都市において発生した送迎用車両における園児の置き去り事故を受け、こどもの安全確保のため、下記 2 点が義務化されました。

- ①園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ②通園用の自動車（2 列以下の自動車を除く）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車両の園児の見落としを防止する装置（安全装置）を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと。

2 補助対象車両（詳細は事務取扱説明書を参照）

児童を乗車させて運行する車両（座席が 3 列以上のものに限る）

※委託・リースの車両も補助対象です。

※安全装置の設置が義務化されていない通園用以外の車両でも、補助の対象になる車両があります（法人所有、法人契約の車両に限る）。

※義務化の対象車両については、添付資料「【参考】送迎用車両の対象・対象外の考え方について」をご確認ください。

3 補助額

車両1台あたり 最大17万5千円

(補助額を下回る場合はその設置費用が上限となります。)

4 補助対象経費

- (1) 安全装置・機器の購入費用
(令和4年9月5日～令和6年1月31日の期間に購入または設置し、支払いを完了すること)
- (2) 安全装置・機器の設置費用
(令和4年9月5日～令和6年1月31日の期間に購入または設置し、支払いを完了すること)
- (3) 装置に付帯する機能の通信料等経費
(令和5年4月～令和6年1月31日までに支払いを完了したもののみ対象)
- (4) 安全装置の設置等に伴い上乗せとなった委託料・リース料
(車両が委託・リースの場合)

5 補助要件・必要書類

詳細は「事務取扱説明書」をご確認ください。

6 申請期限

～令和6年2月16日(金)必着 ※再延長はありません。

7 提出方法

原則、電子申請・届出システムでご提出ください。

URLは以下の通りです。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e3263b8b-5438-496b-867f-9ca4b007965b/start>

8 添付資料

- (1) 【参考】送迎用車両の対象・対象外の考え方について
- (2) 事務取扱説明書
- (3) 横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付要綱

【担当課】

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電 話 : 045-671-4274

F A X : 045-663-2304

Eメール : kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp

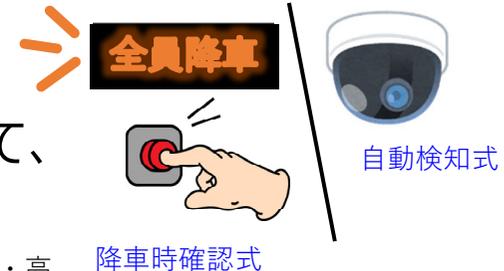
所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認



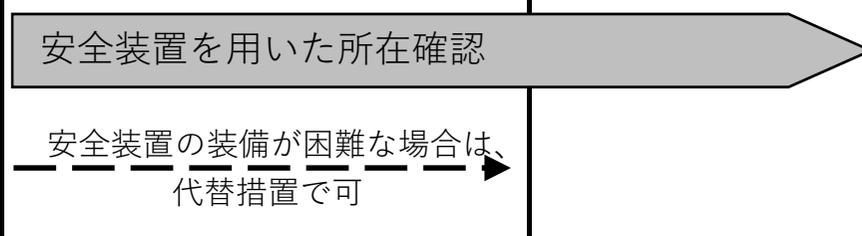
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



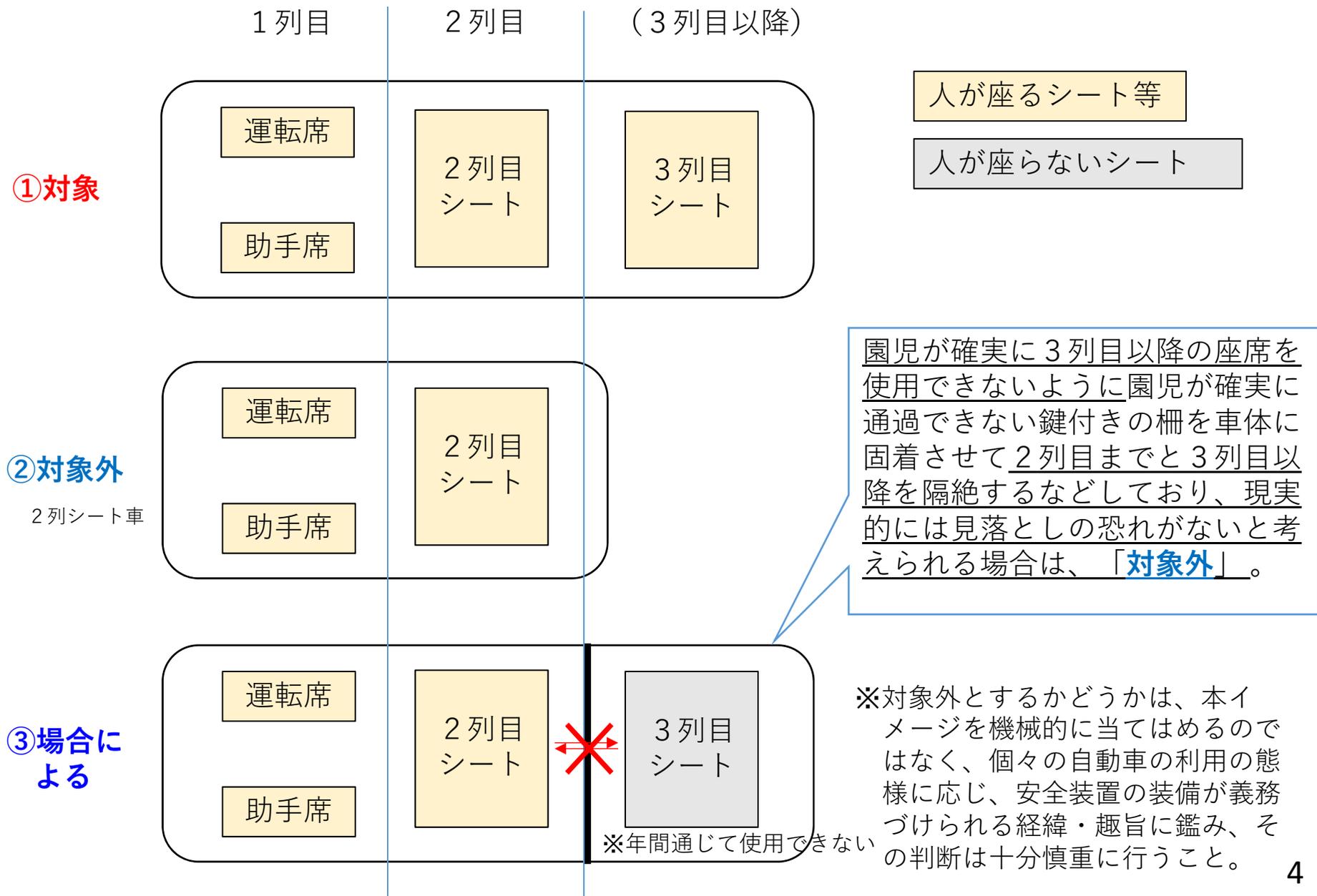
令和5年4月1日

令和6年4月1日

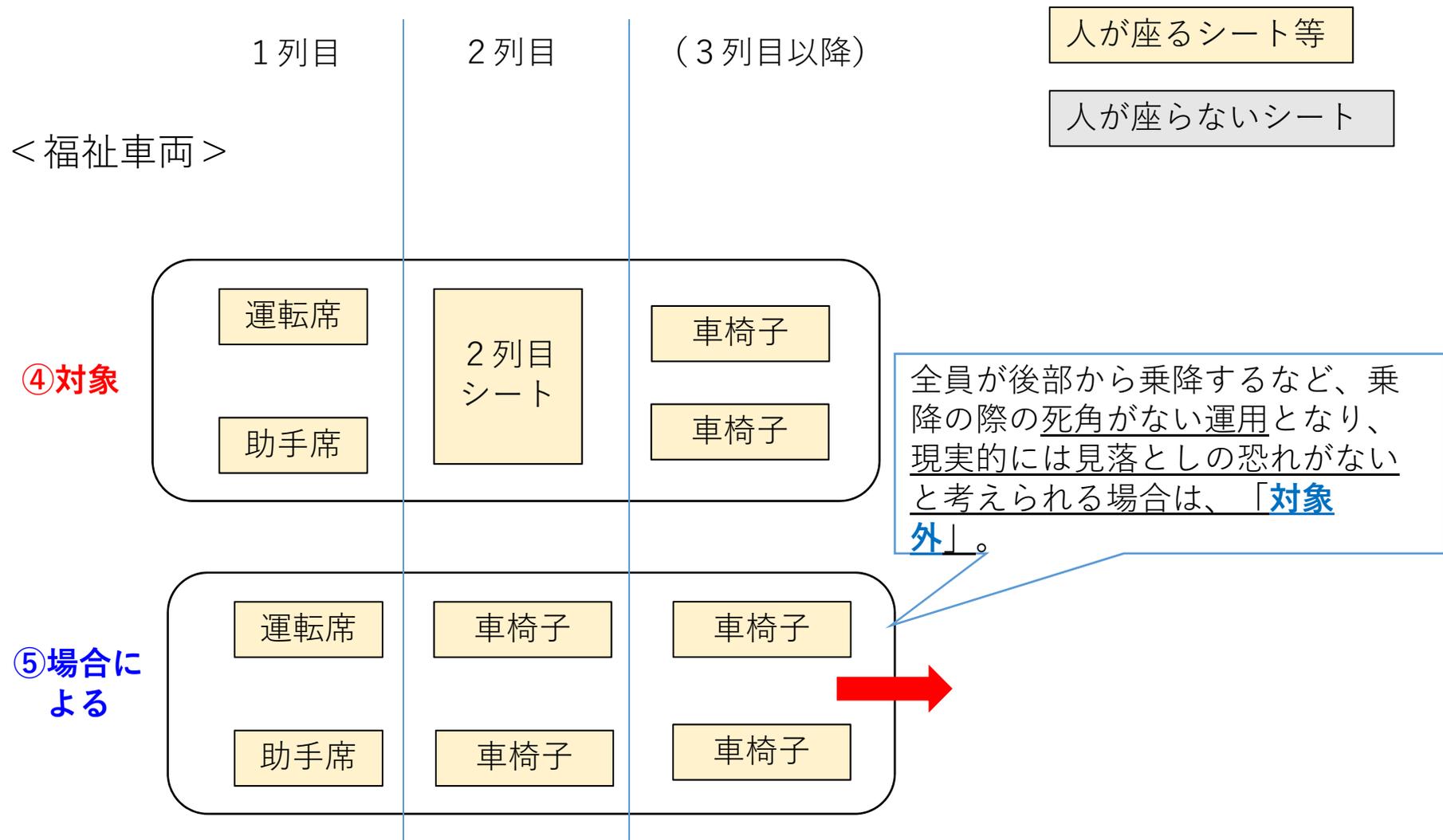
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

横浜市指定障害児入所施設及び 指定障害児通所支援事業所における 送迎用車両への安全装置導入支援事業

事務取扱説明書

対象

放課後デイサービス・児童発達支援 障害児入所施設

(令和6年3月31日まで事業を継続する見込みがあること)

※下記に該当する施設・事業所は対象外となります。

- ・申請日時点でサービス提供を開始していない
- ・申請日時点で事業の廃止または休止を行っている

R5.6.2 障害児福祉保健課
(R6.1.29 修正版)

I 送迎用バスに対する安全装置の設置義務化について

1 概要

他都市において発生した送迎用バスにおける園児の置き去り事故を受け、子どもの安全確保のため、下記2点が**義務化**されました。

- ①園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ②通園用の自動車（2列以下の自動車を除く）を運行する場合は、当該自動車に**ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（安全装置）**を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認を行うこと。

2 施行日

令和5年4月1日

ただし、②安全装置については、1年間は経過措置とされていますが、**令和6年3月31日までに設置**が必要です。（国は、夏季が近づくにつれ、熱中症のリスクが高まることを危惧されることを踏まえ、早急な対策を求めています。）

※経過措置期間は、安全装置を装備するまでの間、安全管理を徹底するとともに、所在確認を行ったことを記録する書面を備える等、運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための代替措置を講ずることが必要です。

2-1 『横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業』について

(2)補助対象車両

児童を乗車させて運行する車両（座席が3列以上のものに限る）

※委託・リースの車両も補助対象です。

安全装置の設置が義務化されない通園用以外の車両でも、補助の対象になる車両があります（法人所有、法人契約の車両に限る）。



通園用車両
行事、園外活動等通園以外の送迎車両



児童が乗車しない車両
児童が乗車する2列以下の車両

▶下記のバスも、令和5年度中からの運行が確実な場合、**補助対象**となります。

令和5年度中に購入・運行を開始するバス

現在利用者がいないが稼働予定のバス

▶委託・リースの車両の場合は、運行（契約）台数が補助上限台数となります。
すでに契約台数分補助を行った後に、車両を変更した場合、その車両に対し補助は行えません。

(例) 送迎用バスの運行を2台分契約している場合



2-2 『横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業』について

(3)補助額

車両1台あたり 最大**17万5千円**※補助額を下回る場合はその設置費用が上限となります。

補助にあたっては、1台ごとに上限額を超えていないか確認します。領収書等において、1台あたりの金額が確認できない場合は明細書等も提出いただきます。



(4)補助対象経費



- ▶安全装置・機器の購入費用
- ▶安全装置・機器の設置費用
- ▶装置に付帯する機能の通信料等経費
※ただし、令和5年4月～令和6年1月末までに支払いを完了したもののみ対象
- ▶安全装置の設置等に伴い上乗せとなった委託料・リース料 (車両が委託・リースの場合)



- ▶安全装置の修理費用
- ▶安全装置の取外費用
- ▶安全装置本体とは独立して機能するオプション機能に係る費用 (子どもが押すSOSボタン等)
※ただし、国の安全装置の仕様に関するガイドライン (5.1.7) にて設置が望ましいとして示されている機能を盛り込む場合は補助上限額の範囲内で補助の対象とする。

2-3 『横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業』について

(5)補助要件

- ①令和4年9月5日～**令和6年1月31日**の期間に購入又は設置し、支払いを完了すること
- ②設置する安全装置は、国の定める「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合し、国が作成する「**送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト**」に掲載の製品であること。(必ず下記リストからご選択ください)

※R4.9.5以降にガイドラインを満たしていない装置を購入し、当該装置をガイドラインを満たす性能基準に更新する場合には、先行装置にかかる経費と更新にかかる経費について合計した額を補助上限の範囲内で補助します。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

- ③安全装置を設置する送迎用バスは、3列以上の自動車であること。
- ④安全装置は、送迎用バス1台につき、安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は補助の対象外とする。
- ⑤国の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を参考に、車両送迎にかかる安全管理マニュアルを策定し、運用すること。

▶こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（国）

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

こちらのページからご確認ください。

3-1 申請書について

(1) 申請期間及び申請方法

2月16日(金)に延長

令和5年6月5日(月) ~ 令和6年~~1月19日(金)~~【必着】

安全装置の購入・設置後、(2) 提出書類を1事業所ごとに電子申請にてご提出ください。

(PIO 3-5参照)

(2) 提出書類 **全て必須です。**

- ・横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)

※様式は指定のエクセルファイルをご利用ください。入力シート①~③まで入力が必要です。
また、交付決定後の請求書(第4号様式)も同じファイルにあります。

- ・購入した安全装置の仕様がわかる資料(PDF等)

※国の安全装置リストに掲載の製品であることがわかるパンフレット等の資料を添付してください。

※補助対象となる付帯オプション等を申請する場合はその内容が分かる資料を添付してください。

- ・納品書、工事完了届等の写し(PDF等)

※補助対象期間内に納品、工事等が行われたことを確認します(納品が確認できない見積書・請求書等では代替不可)。

※安全装置を搭載した車両の「**車両番号**」を記載してください。

- ・領収書等の写し(PDF等)

※補助対象期間内に支払いが行われた事を確認します。

1台あたりの金額等詳細が分からない場合は、明細書を別途添付してください。

※法人等で複数事業所分をとりまとめて支払っている場合は、各事業所の台数・金額等の分かる明細書を別途添付してください。

3-2 申請書（第1号様式）の記入について

(1) 入カシート①情報入力

黄色セルに（1）事業所名～（13）補助対象経費 を入力してください。
 1施設・1事業所につき、1ファイル作成してください。

1	2	3	4	5	6	7	8
事業所名	種別	設置者 所在地の郵便番号	設置者 所在地	交付通知等の送付先を変更したい 場合	法人名	代表者職名	代表者氏名
説明	プルダウンから選択してください。	事業所・施設ではなく法人等請求者の住所。半角数字で入力。ハイフンは自動入力されます。	事業所・施設ではなく法人等請求者の住所にしてください	原則事業所・施設へ送付しています。法人で受理したいなど、送付先を変更したい場合は、変更先の住所を記載してください。 変更不要の場合は記入しないでください。	法人名。	補助金交付確定後、請求書をご提出いただきませんが、その際に、請求書へ押す印鑑と同じ役職で記載をお願いします。	
例	(事業所名)	放課後等デイサービス事業所	231-0005	横浜市中区本町6-50-10	〒000-000 ○○県○○市○○町○-○-○	株式会社ヨコハマ	代表取締役 横浜 太郎
入力欄							

3-3 申請書（第1号様式）の記入について

(2)入カシート②申請書別紙1 申請内容内訳書

車両1台ごとにかかった経費を確認し、補助額を算出します。
シートの右端に記入要領を記載していますので参考にしてください。

申請書別紙1 申請内容内訳書									
<ul style="list-style-type: none"> ・車両ごとに、①～⑦を入力・選択してください。 ・補助上限額は1台あたり、17万5千円です。 ・⑥及び⑦については、領収書等にて金額を確認します。領収証にて確認できない場合は、明細書などを添付してください。 ・費用は税込みで記載してください。 									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
使用用途	(その他の場合) 用途詳細	乗車定員 (人)	装置の 認定番号	購入 又はリース	安全装置 購入等費用	取付等諸費用	合計 (⑥+⑦)	申請額	
例	課外活動用	20	A-001	購入	110,000	80,000	190,000	175,000	
1							0		
2							0		
3							0		
4							0		
5							0		
6							0		

1 ページ

3-4 申請書（第1号様式）の記入について

(4) 【印刷用】 交付申請書兼実績報告書(第1号様式)

入力シート①③の入力内容が反映されます。
正しく反映されていることを確認してください。

第1号様式（第7条第2項）									
（申請先） 横浜市長					（申請者） 法人名				
					所在地				
					代表者職氏名				
横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における 送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金									
交付申請書兼実績報告書									
横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第199号）及び横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付要綱の規定を順守します。									
1 ページ									
1 施設名・事業所名									

3-5 電子申請について

電子申請は、下記より行ってください。 令和5年6月5日（月）～令和6年2月16日（金）【必着】

「横浜市電子申請システム」から

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e3263b8b-5438-496b-867f-9ca4b007965b/start>

- 手続き一覧（事業者向け） > 「送迎用」と検索 >
「横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金の申請フォーム」



※申請にあたっては、「事業者」としてアカウント登録をする必要があります。アカウントをお持ちでない場合は新規登録をお願いします。

※新規登録方法やシステムの操作方法についてのお問い合わせは、サポートセンターまでお願いいたします。（電話番号：0120-329-478 受付時間：9：00～17：00）

4 請求書（第4号様式）の記入について

(5)請求書(第4号様式)

横浜市から交付決定通知書兼額確定通知書が届いたら、Excelの交付申請書兼実績報告書にある「④請求書（第4号様式）」に必要事項を記入し、市役所まで郵送してください。

Excelの入カシート①に交付決定日等を入力してください。

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

（請求先）
横浜市長

（申請者）
 法人名 株式会社ヨコハマ
 231-0005
 所在地 横浜市中区本町6-50-10
 代表者職氏名 代表取締役 横浜 太郎 印

横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金請求書

令和5年4月1日 こ 障福第111号 で交付決定のありました、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金について、次のとおり請求します。
 ※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

1 請求金額 175,000 円

2 施設名・事業所名 放課後等デイサービス ヨコハマ

3 振込先金融機関

口座名義人			
口座名義 (カタカナ・アルファベット)			
金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
預金種目	口座番号		

<委任欄>
 本件振込については、上記名義人宛振込願います。
 法人名
 所在地
 代表者職・氏名 印

【担当者】

氏 名 関内 花子 _____
 電話番号 0 _____
 メールアドレス 0 _____

日付は交付決定日以降で記載してください。

代表者印を押印してください。
 請求委任や受領委任を行わない場合は押印を省略できます。

通帳の表紙に記載されている名義のフリガナと同一とは限りません。
 必ず「カタカナ」もしくは「アルファベット」での名義を正確に記入してください。

5 Q&A

	Q	A
1	補助申請後、新たに車両を購入した場合、再度申請は可能か。	追加購入した車両が補助の要件を満たす場合、再度申請することは可能です。 (※リース・委託の場合、契約台数分既に補助が行われている場合は対象になりません。)
2	車検により、代車で運行する場合、代車に安全装置を設置する必要があるか。	車検の代車等、一時的な車両に対し、安全装置を設置する必要はないとされています。設置した場合であっても、補助は行いません。 ※代車利用期間はチェック表を用いるなどの、代替手段を活用して安全対策を行ってください。
3	自園の運行形態の車両、安全装置の義務化対象になるか確認したい。	障害児の送迎や事業所外での活動のための障害児の移動のために運行している車両は義務化の対象となります。 (ex 本園へ登園し、その後バスで分園へ移動(分園への登園)に用いられるバス等) 判断に迷う場合は、国に確認しますので、障害児福祉保健課(5 問い合わせ先参照)にお問合せください。
4	申請期間は延長する可能性があるか。	今後のさらなる延長予定はありません。
5	令和6年度も同様の補助は実施するのか。	今回の補助は、設置義務化以前に所有している車両に対する補助が目的です。 令和6年度以降は継続しない見込みです。

6 問い合わせ

申請にあたっての事業の内容に関することは下記までメールでお問合せください。

こども青少年局障害児福祉保健課

✉ kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp

横浜市電子申請届出システムの操作にあたっての不明点は下記にお問合せください。

横浜市電子申請・届出システムサポートセンター

☎ 0120329478

✉ support-center@shinsei.city.yokohama.lg.jp

以上

横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における
送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付要綱

制 定 令和5年5月30日 こ障福第441号（局長決裁）
最近改正 令和6年1月22日 こ障福第3189号（局長決裁）

（目的）

- 第1条 この要綱は、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において、児童の通所や事業所、施設外の活動のために利用する児童用送迎車両（以下、「送迎用車両」という。）への児童の見落とし防止装置（以下、「安全装置」という。）の設置に要する経費に対し補助金を交付することにより、児童の安全・安心の確保に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

- 第3条 本市の指定等を受けて指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所を運営する者（以下「事業者」という。）であって、令和6年3月31日まで事業を継続する見込みのある者とする。
- ただし、次の各号に掲げる事業者を除く。
- (1) 申請日時点でサービス提供を開始していないもの。
(2) 申請日時点で事業の廃止または休止を行っているもの。

- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（補助対象経費及び限度額）

- 第4条 この要綱における補助対象経費は、安全装置の購入費、運搬費、設置費用及び工事費とする。
- 2 補助上限額は送迎用車両1台あたり、17万5千円を上限とし、第1項に掲げる補助対象経費がその額を下回る場合は、当該補助対象経費の額とする。
- 3 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

（補助対象期間）

- 第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和4年9月5日から令和6年1月31日までとし、この間に支払を行った事業を対象とする。

(補助要件)

第6条 補助事業者は、事業の実施にあたって、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設置する安全装置は、国の定める「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合し、国が作成する「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載の製品であること。
- (2) 安全装置を設置する送迎用車両は、3列以上の自動車であること。
- (3) 安全装置は、送迎用車両1台につき、安全装置1台を設置することとし、送迎用車両の数以上の購入をする場合は補助の対象外とすること。
- (4) 国の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」及び横浜市の「放課後等デイサービスガイドライン」等を参考に、車両送迎にかかる安全管理マニュアルを策定し、運用すること。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定する市長が定める期日は、こども青少年局長が別に定める。

2 補助事業者が補助金の交付申請及び実績報告をする場合に提出する書類は、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)を用いることとし、次の各号に掲げる全ての書類を添えて行わなければならない。

- (1) 購入した安全装置のメーカー名、装置の仕様がわかる資料
- (2) 安全装置が納品又は設置されたことが分かる書類(納品書、工事完了届等)の写し
- (3) 助成対象経費の領収書又は事業者に対し補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類(以下「領収書等」という。)の写し

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

4 本補助金は、補助金規則第24条ただし書に規定する市長が契約の性質上その必要がないと認める場合に該当するものとし、補助金規則第14条第4項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号から第5号に規定する書類とする。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、補助金の額を確定したときは、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(補助金交付の請求)

第9条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金請求書(第4号様式)により行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(交付条件)

第12条 第8条第1項の交付の決定をする場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 補助を受けた者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)には、横浜市指定障害児入所施設及び指

定障害児通所支援事業所における送迎用車両への安全装置導入支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(警察本部への照会)

第13条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、第3条2項各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年1月22日から施行する。